

令和6年度第1回岬町まちづくり総合戦略会議 議事録

日 時：令和6年10月9日(水)14:00～

場 所：岬町役場 3F 第2委員会室

出席者： 敬称略。五十音順

氏名	所属	役職等
岡田 和美		住民代表
小畑 信行	岸和田人権擁護委員協議会	岬町地区委員
河波 潤	関西電力株式会社	大阪支社 副支社長
川端 修	岬町自治区長連合会	会長
駒田 尚紀	南海電気鉄道株式会社	まちづくりグループ まち共創本部 共創事業部 課長
桜井 邦人	株式会社池田泉州銀行	岬町支店支店長
澤田 元博	連合大阪泉南地区協議会	事務局長
茂野 憲一	岬町農業委員会	会長
○ 下村 泰彦	大阪公立大学	名誉教授
高橋 晃	株式会社紀陽銀行	羽倉崎連合店（岬コミュニティプラザ統括）支店長
武石 英士	株式会社ジェイコムウエスト	りんくう局局長
阪本 敏郎	岬町商工会	事務局長（会長代理）
辻下 謙二	岬町社会福祉協議会	会長
福本 勝也	岬町漁業振興対策連絡協議会	会長
森澤 由子	岬町子ども・子育て会議	海星幼稚園 園長

○ 本会議会長

1 開会

事務局：令和6年度第1回岬町まちづくり総合戦略会議を開会します。

<配布資料確認>

議事次第

資料1 岬町デジタル田園都市構想総合戦略の取組みについて

資料2 岬町過疎地域持続的発展計画の達成状況の評価

参考1 岬町まちづくり総合戦略会議設置要綱

参考2 岬町まちづくり総合戦略会議委員名簿

<委員出席状況の確認>

事務局：本日の出席委員は、委員総数 17 名に対し、15 名の出席となっており、本日の会議が成立していることを報告します。

会長：本会議は総合計画に基づいて本町における居住人口、交流人口や関係人口を増やすさまざまな取り組みについて考え、次年度に向けて、前年度までの進捗管理を行い、PDCAを回しながら次へ展開できるような意見をいただく、非常に大事な場と認識してございます。本日、各分野・各団体様から会議にご出席をいただいておりますので、忌憚のないご意見を頂戴しまして、岬町デジタル田園都市構想総合戦略に掲げる施策の展開並びに過疎対策に向けてご協力をお願いします。

<会議の公開について>

会長：議事に先立って、会議の公開について事務局に説明を求めます。

事務局：町情報公開条例に基づき、会議は原則として公開とされています。ただし例外として、個人や法人等に関する情報など条例で定められた事項に該当する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると予想される場合は非公開とすることができます。なお公開の場合は、会議での発言や議事録について、後日公開されることになります。

会長：会議の公開については、特段の事由もないと判断されますので、公開するというところでよいでしょうか。

委員：異議なし。

会長：本会議は原則公開とします。なお非公開とすべき案件が生じたときには、会議を非公開とすることについてお諮りします。それでは公開として会議を進めます。

事務局：事務局に、傍聴の申出が行われています。

会長：ただいま、事務局から傍聴の申出の報告を受けましたが、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

会長：異議なしと了解が得られましたので、傍聴を許可します。

(傍聴者入場)

2 議事

会長：それでは、議事を進めてまいります。

事務局：長時間の説明となりますが、ご理解の程、よろしくお願いいたします。

資料1「岬町デジタル田園都市構想総合戦略の取組みについて」をご覧ください。

資料の2ページをご覧ください。

1. 岬町デジタル田園都市構想総合戦略の計画概要から6.人口の将来展望についてまで、順をおって説明させていただきます。

資料の3ページをご覧ください。

それでは、岬町デジタル田園都市構想総合戦略の計画概要について説明させていただきます。

国において、デジタルの力によって、地域の個性を活かしながら、地方創生の取組を加速化・深化させるべく「デジタル田園都市国家構想」の旗印のもと、地域全体として個々の事業者を巻き込みながら戦略的に取り組むため、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。

このため、本町でも、デジタルの力を活用し、これまでの地方創生の取組を更に発展させていくため、「第2期岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を見直し、「岬町デジタル田園都市構想総合戦略」として、令和6年4月に改訂をしました。

計画期間は、第5次岬町総合計画との整合を図るべく、令和6年度から令和12年度までの7年間となっております。

総合戦略に掲げる基本目標と、具体的施策については資料にお示ししているとおりでございます。

4ページをご覧ください。

本町の人口動態について、ご説明いたします。

本町の人口動態の状況について、総合戦略の取組を開始する前と取組後の状況を比較しております。

なお、人口動態については、年度ではなく年での集計となっております。

5ページをご覧ください。

まず、自然動態の状況です。

年別の推移を見ると、多少の増減はあるものの、平成28年から右肩下がりの推移になっております。また、死亡数は平成29年から増加傾向にあります。

自然増減としては、右上のグラフのとおり、令和4年度とほぼ横ばいの状況です。
また、婚姻数につきましては、全体としては右肩下がりの推移を示しているものの、令和5年は前年に比べ増加しました。

6ページをご覧ください。

次に社会動態の状況です。

転入数は、平成30年以降は減少傾向となっています。

転出数につきましては、各年で上がり下がりはあるものの、減少傾向で推移しています。
右上の社会増減の推移ですが、令和5年については、前年と比べて転出数が減少したことにより、前年より若干の改善が見られました。

7ページをご覧ください。

次に年齢階層別動態の状況です。

7ページは平成28年から令和元年までの状況、次の8ページは令和2年から令和5年までの状況を示しています。

8ページ右下の令和5年の表をご覧ください。若年層の転出超過が続いており、特に20～24歳までの転出超過が目立つ状況が続いています。

9ページをご覧ください。

総人口、将来人口推計の推移でございます。

本町の人口は、昭和55年の22,864人をピークとして減少に転じ、令和2年の国勢調査では14,741人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（いわゆる社人研）が公表した推計によると本町の人口は、令和32年には7,296人まで減少し、令和2年からの人口減少率は50.5%と、30年間で7,400人以上減少すると推計されています。

10ページをご覧ください。

先ほどまでにご説明させていただいた本町が置かれている状況を踏まえ、子育て世帯を対象とした各種助成事業を継続するとともに、進学、就職、結婚を理由に転出される方が多い20歳代前半の転出を抑制するため、引き続き対策を講じていかななくてはなりません。
引き続き、総合戦略に掲げる取組みを推進するとともに、今後はデジタルの力も活用しつつ、人口減少社会に対応できるまちづくりを着実に進めていく必要がございます。

11ページをご覧ください。

岬町デジタル田園都市構想総合戦略の取組みについて御説明いたします。

12ページをご覧ください。

岬町デジタル田園都市構想総合戦略における具体的施策をお示しており、従来実施してきた事業をはじめ、新たに取り組んでいる事業、今後取組む予定の事業を記載しております。赤字については、岬町デジタル田園都市構想総合戦略から新たに計画へ記載した事業となります。また、表中の主な具体的事業について、令和5年度までの実施状況を左側に○△×の記号で記載をしております。

○は実施または一部実施、△は実施を予定している事業、×は検討中または未実施の事業となっております。

それでは、各基本目標の具体的事業について、かいつまんでご紹介させていただきます。

基本目標1 新しい人の流れをつくり、定住と交流を促進する、では、各種補助金やお試し移住など移住・定住に向けた支援の継続・拡充推進を図ります。

また、移住定住フェアへの参加を通じ、岬町に興味を持たれている方に、町の魅力を積極的にPRしています。

次に、関係人口の創出・拡大事業として、岡山県美咲町との連携・交流事業があり、令和5年度についても、小学校同士の交流が行われました。

さらには、本町で活動する地域おこし協力隊と連携し、関係人口の創出・拡大に向けた取り組みを進めています。令和6年6月からは吉本興業所属の芸人「カソク装置」の2名が地域おこし協力隊に就任しており、情報発信と空き家の解消に向けた取組を進めているところでございます。

13ページをご覧ください。

観光の振興では、広域サイクルツーリズム事業として、深日港～洲本航路間の航路運航を実施するとともに、葛城修験道の整備・活用、新たなみさき公園の整備など、本町への人の流れの創出に向けた取組を進めています。

タウンプロモーションの分野では、大学等と連携したタウンプロモーションに取り組むとともに、地域おこし協力隊による情報発信やインスタグラム等多様なSNSを活用した情報発信に努めることとしております。

14ページをご覧ください。

基本目標2 結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえるでは、結婚希望の実現のため、結婚新生活のスタートアップに係るコストを支援しております。令和4年度からは、新たに結婚し、町内に定住する夫婦に対して結婚祝金を交付しています。

15ページをご覧ください。

子育て支援では、子どもの医療費助成事業の拡充や、今回の資料には記載ございませんが、保育料について第1子半額、第2子無償化や、保育所給食費無償化にも取り組むなど、子

育て支援施策を推進しているところでございます。

また、次代を担う人材の育成としては、GIGAスクール構想を推進し、学習環境の充実を図ります。

16ページをご覧ください。

基本目標3 経済を活性化し、安定的な雇用を創出するでは、引き続き、関西電力発電所跡地への企業誘致を進めるとともに、岬町商工会さんや金融機関の皆様と連携しながら、創業支援やビジネスプランコンテストの開催など地域産業の創出に向けた取組みを進めます。

また、地域産品のふるさと納税返礼品への活用を進め、雇用対策の推進として、職業訓練やリカレント教育を推進します。

これら雇用創出を中心としたしごと作りの取組みを推進することで、若年層の流出の緩和につなげていきたいと考えております。

17ページをご覧ください。

基本目標4 安全・安心な暮らしができる魅力的なまちをつくるの、生活インフラの確保では、幹線道路網の整備を図るとともに、町公式SNSの利便性向上やコンビニ交付サービス提供などによる住民サービスの向上に努めます。

18ページをご覧ください。

安全・安心な暮らしの確保では、岬町国土強靱化地域計画を推進してまいります。

また、誰もが健康で暮らしやすいまちづくりを進めるため、在宅医療などの健康・福祉の推進を図るとともに、関西電力から移管された岬町スポーツ広場の活用を図り、町民のスポーツの推進と健康及び体力向上を促進します。

広域連携の推進では、岡山県美咲町との連携・交流や企業・大学との連携を引き続き図ってまいります。

これら事業に取組むことにより、地方創生を推進してまいりたいと考えております。

19ページをご覧ください。

続いて、ここまででご説明した総合戦略の具体的事業に関しまして、令和5年度の主な地方創生の取組を紹介させていただきます。

20ページをご覧ください。

令和5年度に行った各種助成事業等の状況です。

住宅取得、結婚や出産、子育てに関する各種助成事業の実績をとりまとめておりますので、特徴的な点を中心に幾つかご説明させていただきます。

まず、1. 新築住宅助成、3. 家賃助成につきましては、前年度と比べ、ほぼ横ばい、2

中古住宅助成は前年度より減少しています。５．出産祝金につきましては、前年度よりやや減少している状況です。

２１ページをごらんください。令和５年度に行った各種助成事業等の続きでございます。令和４年度より、若年世代の町内への定着化を図ることを目的に、新たな助成制度として、９．奨学金返還支援助成、１０．グローバル人材育成支援補助、１１．結婚祝金 を実施いたしました。それぞれの令和４年度、令和５年度の実績件数を記載しており、どの事業も申請件数として増加傾向にあります。

２２ページをご覧ください。次に、空き家を活用した取組です。本町では、南海多奈川駅前の空き家を借上げ、地域おこし協力隊の事務所として町内外の人々が集える交流拠点「まちづくり交流館」を整備しています。写真は、本町で飲食店の開業を目指し、従来から交流館にて試験的な営業でカフェなどを開業しておりました３組の方に加え、４組の新規利用が開始されました。最近では、ヘッドマッサージや英会話など飲食以外のご利用も増えてきています。町内外問わず、年間約１，０００名の方にご来館いただいております。まちづくり交流館利用者のうち２事業者については、町内でご自身の店舗を創業されています。

２３ページをご覧ください。次に、情報発信の推進です。ＪＣＯＭチャンネルにて岬町への移住・定住を促進として、大阪市以北の地域で、魅力発信動画「岬暮らし」を放送しており、これまで岬町のことを知らなかった方に岬町に興味を持っていただくためのきっかけづくりを行っております。番組内のアンケートを通じて、様々な反響をいただいているところです。

２４ページをご覧ください。次に、創業支援事業です。本町では、町内での雇用創出をめざし、平成２９年度に岬町創業支援事業計画を策定し、創業支援事業補助金事業を実施しています。昨年度は、整体院とヘッドマッサージの２件が創業支援補助金を受け、新たに創業いたしました。また、岬町の強みを活かした新たなビジネスを創出したい方などを対象にビジネスプランコンテストを開催しております。一次審査とプレゼン審査を経て、入賞者を決定するものですが、昨年度は応募が少なかったため、コンテストの開催について広報に力を入れたいと考えています。今後も引き続き、創業支援の取組みを進め、町内での雇用創出に努めてまいりたいと考え

ております。

25ページをご覧ください。

続いて、まちの賑わいづくり事業になります。

令和5年度は、コロナの影響も緩和され、3年ぶりにつつじ祭りが開催されました。また、第10回目の開催となった「深日港フェスティバル」では、約7000名の方にお越しいただきました。

みさき公園では、岬町観光協会によるイルミネーションが約1ヶ月間開催され、町内外からお越しの多くの方を魅了しました。

26ページをご覧ください。

次に、広域型サイクルツーリズムを活用したまちづくり事業です。

深日港洲本港間において運行中の「深日洲本ライナー」では、航路と連携したバスツアーやサイクリングツアーの開催、洲本市内の商業施設と連携した温泉付きプランなど着地型観光ツアーの販売を行い、地域での観光消費拡大を図りました。

令和6年度においても、引き続き着地型観光ツアーを開催し、鉄道やバスとのセット販売を行うなど、さらなる事業の推進を図っているところです。

27ページをご覧ください。

続いて、デジタル化への取り組みです。

本町では、本総合戦略に新たに掲げているデジタルに係る事業について、実際に取り組みを進めているところです。

令和5年度においては、国が進めるデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、住民票等のコンビニ交付など「コンビニ交付事業」、電子地図データの公開やホームページへのチャットボット導入など「統合型・公開型GIS導入事業」を実施しました。

令和6年度においても、交付金を活用し、申請書等自動作成支援導入のための「書かない窓口事業」、コミュニティバスへの交通系ICカードリーダー導入として「コミュニティバスキャッシュレス化事業」、「学校の校務支援システム導入事業」を実施する予定で進めています。

続きまして、令和5年度の地方創生の取り組みに関する成果実績について御説明いたします。なお、今回のデジタル田園都市国家構想総合戦略から新たに追加している指標については、5年度が初めての実績数値となりますので、今後の推移を検証の上、必要な対策について検討して参りたいと考えています。

29ページをご覧ください。

まず、基本目標1 新しい人の流れをつくり、定住と交流を促進する、の成果実績です。
数値目標の「社会増減数」は、前年度の△92人から△65人、1) 移住・定住の支援の
「若年層の転出超過数」は、前年度の△109人から△82人となり、観光入込数について
も増加傾向にあります。今後も引き続き支援施策等を進め、移住・定住の促進を図ります。

また、ふるさと納税の寄附額は、令和4年度よりサイエンスのシャワーヘッド「ミラブル
ゼロ」が追加されたことにより、増加しているものです。

30ページをご覧ください。

3) 観光の振興では、観光イベント来場者数として、コロナの影響が緩和され、増加傾向
にあります。

4) タウンプロモーションの推進では、公式インスタグラムによる町の魅力発信に取り組
んでおり、フォロワー数も着実に増加しているところで、近隣市町に負けないフォロワー
数を目指しています。

31ページをご覧ください。

次に、基本目標2 結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる、でございます。

数値目標である合計特殊出生率については、前年までの1.14が1.18となり、若干の改善
が見られました。引き続き、少子化に歯止めをかけるべく、事業を推進していく必要があ
ります。

1) 結婚・出産・子育ての支援のうち、乳幼児家庭全戸訪問率については、前年度に比べ
上昇しております。

また、29年度からスタートしたファミリーサポートセンター登録者数については、援助
したい方の数及び利用者数も一定数の方に利用されています。

子育て支援センター利用者数につきましては、徐々にコロナ禍前の利用者数に戻りつつあ
ります。

教育の分野においては、「全国学力・学習状況調査」は、5科目中2科目が全国平均を上回
っている状況、「体力・運動能力」は中学校女子、小学校男子が全国平均を上回り、「学校
に行くのは楽しいと思う児童・生徒の割合」は小中男女とも全国平均を上回っている状況
です。

本町においては、婚姻率の低下や出生率の低さが課題となっておりますので、こういった
点を踏まえ、結婚・出産・子育ての切れ目のない支援の内容を再度検証し、少子化の克服
や次代を担う人材育成に取り組んでまいります。

32ページをご覧ください。

次に基本目標3 経済を活性化し、安定的な雇用を創出する、でございます。

数値目標である町の取り組みによる雇用創出数につきましては、関西電力跡地への企業誘致の取り組みにより1社が操業を開始し、5年度は27年度からの累積数で、181人となっています。引き続き、企業誘致を進めておりますので、今後も雇用創出数の増加が見込まれます。

2) 道の駅への出荷軒数については、前年度より増加し、200事業者に登録をいただいております。

次に3) 雇用対策の推進ですが、地域就労支援事業による就職件数は、5年度は累計で185件となっております。シルバー人材センター登録者数につきましては、高齢化が進展する本町において高齢者の雇用の場を確保するシルバー人材センターの役割が高いといえますが、登録者数が減少している現状です。

しごと作りは若年層の転出超過に歯止めをかけるための、地方創生の大きなテーマの一つでありますので、引き続き、町内での雇用創出に向けた取り組みを進めてまいります。

33ページをご覧ください。

基本目標4 安全・安心な暮らしができる魅力的なまちをつくる、でございます。

ここでは生活インフラの確保や安全・安心な暮らしの確保に取り組んでいます。

1) 生活インフラの確保では、コミュニティバスの利用者は、令和5年度は4年度より増加し、コロナ禍前の利用者数に戻りつつあります。

スマホ教室は令和4年度からデジタル格差の解消に向けて取り組んでおり、毎回一定の参加申込をいただいているところです。

34ページをご覧ください。

2) 安全・安心な暮らしの確保では、自主防災組織数は横ばい、犯罪発生件数はやや減少しています。

3) 誰もが健康で暮らしやすいまちづくりの推進では、いきいきパークみさきの利用者として、増減はあるものの、毎年約3万人程度の方にお越しいただいております。

次に4) 地域コミュニティの活性化の自治区の加入率ですが、令和5年度は4年度に比べ、若干増加しています。

5) 広域連携の推進の学校間交流に参加した人数では、5年度が4年度に比べて大きく減少していますが、4年度は岡山県旭学園15名と本町の淡輪小学校78名との交流、5年度は、旭学園5名と本町の多奈川小学校13名との交流であったため、人数が減少しています。

なお、令和6年度は旭学園15名と深日小学校19名、多奈川小学校11名の計45名の交流とうかがっています。

以上が成果実績となります。

最後に 36 ページをご覧ください。

本町が目指すべき将来人口でございます。

本町では、ここまで説明させていただいた地方創生の事業を推進し、合計特殊出生率の向上と社会動態の均衡を目指しており、2050年には7300人程度にまで落ち込むと推移されている人口を、約1600人増加させるべく、取り組みを進めています。

現在の状況としまして、令和6年9月1日時点の人口は14,337人であり、目標推移を上回っている状況ですが、少子高齢化や若年層の転出超過といった、本町を取り巻く厳しい状況を踏まえ、今後も手を緩めることなく、総合戦略の取組を進めて参りたいと考えております。

説明は以上でございます。

会長：質疑等ございますか。

委員：29ページ、空き家率の平成30年度17.9%になってますが令和4年度も同じ17.9%になっています。これは増えてない、減ってないとみていいですか？また、住宅・土地統計調査で行われるということですが、この調査は令和12年までの間に何回か調査する予定はありますか？続いて、32ページの中で町の取り組みによる雇用創出数の令和3年度が107名・4年度が162名・5年度が181名と確実に増えていますが、これは具体的にはどういう取り組みによって増えたのかご説明願います。最後に、事業所数あるいは従業員数ということで令和3年度にそれぞれ事業所数391所・従業員数3,290人とあります。経済センサスからデータが出ていますが、何年か一回に調査を行っているのでしょうか？

事務局：住宅・土地統計調査は日本の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し現状と推移を明らかにする調査で5年ごとに実施されています。直近では令和5年度に実施されましたが、市町村別の調査結果はまだ公表はされてませんので、調査結果が出ましたら本総合戦略の指標である空き家率について実績値として会議でお示しさせていただきたいと考えております。なお、次回の調査は令和10年となっております。2点目ですが、本町では関西電力発電所跡地において企業誘致の取り組みを進めておりまして、企業立地促進優遇制度として雇用促進助成金などの助成金を交付しています。現在当エリアではすでに一社が工場を建設し創業開始しておりまして当該工場における従業員数としては令和5年度は前年と比較して15人増加してる状況です。また地域就労支援相談という相談事業があり、就労に関する相談を受けた方25名に対して2名の

方が実際に就労しているという状況です。加えて町内で新たに創業される方に対して創業に関する費用の一部の補助金を交付しております。令和5年度において2名の方が創業されています。以上、合わせまして令和5年度は令和4年度と比べて19名の増加となっています。3点目の経済センサスの件ですが、経済センサスは事業所及び企業の経済活動の状況を明らかにし、日本の包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所や企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的として、5年ごとに調査が行われています。次回の調査につきましては令和8年の予定となっています。

会長：ご説明いただいた内容につきましては居住したい方をどう増やしていくか、出ていく方をどれくらい減らせるかの社会増と死亡・出生の自然増減と大きく二つありますが、転入を増やし転出を減らしていき子どもを産む若い人達に住み続けてもらう、もしくは来ていただく居住人口を増やしていきたいのが1つです。次に企業誘致をしながら様々な利用者に来ていただき、そこに勤めている方にも住んでいただく取り組みをしています。細分化した内容ではありますが他にも様々な政策をしています。質問があったところですが、先ほど事務局からの説明にもありましたように、子育て世帯・出産世帯が気に入る対策が課題という話もありました。関連する意見がありましたら今後のまちづくり戦略に向けてのヒントとなるような質問でも結構です。

ご存じの通り、隣の阪南市では近年消滅都市に選ばれて今年の4月に泉南が入りました。このように個々に頑張っているのですが、取り合いになっているところもあります。岬町の特色を生かして企業には来ていただき、住民の方には長く住み続けてもらい、さらに岬町の魅力を発見し定住する方を増やしていくため、観光や商業イベントによる人口を増やす交流人口施策や、関係する企業絡みの関係人口を増やしていく工夫をするなど、努力しているところです。社会人口問題研究所が2020年に出した推計よりも実績として増えている、減っていない、努力していることを紹介いただいたわけです。ですが、特殊な大阪府は別として、人口減少は地方都市の宿命ですがその中で地方創生というところでなんとか人口減少を食い止めて「魅力ある岬町にしたい」これがここにいる皆様の知恵を拝借しながらさらに総合戦略のプランを充実させていきたい。その状況を今回報告いただき成果や改善点を来年度に生かしていき、PDCAで順繰りに良くしていく会議も兼ねていますので、様々な分野からご覧いただきながら商業・農業・漁業・学校関係・子育て関係・福祉関係それからインフラ的な施設関係や様々な観点さらに金融関係・電鉄系事業者の方や情報提供いただくジェイコムさんなど多方面の分野からお越しいただいてますので、是非積極的にご意見が賜れば非常にありがたく存じ上げます。なお、民間のところから来ている方はその企業を代表する発言となると重たいものを持つことになると思うので個人的な意見と限定していただいても私は結構だと思います。提案・意見を会社代表としてこの場で発言いただくのも難しい点もあると思いますので専門分野から見たときの岬町への個人的な提案・意見として発言いただくのも良いと思います。是非よろしくお願いします。いか

がでしょうか。

委員：転出率が20～24歳、25～29歳がとても多いです。理由は何だと思えますか？ますます高齢化が進んでしまいます。転出した20代の人達はどこに行ってるんでしょうか？大阪府内なのかどうか、単身か世帯で出るのか。阪南や和歌山に転出されている場合は、岬町に留まれるのではないかと思います。

事務局：町内からの転出につきましては特に若年層の転出が目立っています。結婚や大学等への進学を理由に転出されている方が多いです。岬町人口ビジョンにおいては、隣の阪南市への転出が最も多いという状況になっております。そのほか、和歌山市への転出など比較的近隣への転出が目立っている状況であります。若い方が一人暮らしをするときに町内に賃貸住宅等が少ないこともあり、近隣への転出が目立っているのかと思います。

委員：結婚して転出する方は多いですか？女性の方ならわかるんですが。結婚を機に夫婦で転出するのはありますか？

事務局：賃貸物件の数があまりないという理由から、結婚後すぐに家を建てる方も少ないので一度近隣市町へ出て、また家を建てるタイミングで戻ってくる方はいらっしゃいますが、一度転出するとそのまま他の市町村で住んでしまう方も多くいるのが現実としてあります。結果として転入・転出を比べたときに転出の方が多いという状況です。

会長：できるだけ転出を減らす工夫として子育て世帯・夫婦になったときのお祝い金や家賃補助の政策に取り組んでいただいています。こういった政策はすぐに真似されるので額を増やしていくのは難しい話ですが、人口が予想よりも減っていないのも事実です。このまま政策を続けていけば人口減少の傾きを少しは抑制できるかもしれないですが、さらにバージョンアップしていくためには常に様々なことを考えながら施策展開・事業の種類を増やしたり変えたりということも必要になってくると思います。南大阪では大阪市に出ていく人が多く、それ以外では近隣市で動くパターンが近隣市では多いです。なので岬町の魅力である海・山の自然があるのを活かしながら、さらに若年層向けのサービス向上や働き場所・子育て用の施設や制度が必要ではないか。様々なことが関係してくるのですぐにやるべき政策をすることは難しいが、準備して政策を進めることが必要と感じております。その中で、改善点や団体や具体的な施策や事業への取り組みや質問でも結構ですので、皆

さんで理解し、次年度へ向けて色々考えてまいりたいと思っております。短い時間ですがお意見いただけたらと思います。いかがでしょうか。

委員：工業用地が欲しいというお客様・事業者様がいらっしゃいます。土地がない、思ったように使える場所がないと言われます。例えば泉南市で探したいという声は非常に多いのですが岬町は出てきません。地理的な部分があるのは理解できるが、全く名前が出てきません。さらに企業誘致をする中で関電の跡地が出てくるのですがそれ以外にも工業用地は余っている状態なのか、案内できるものがあるのかないのか把握できてないのですが、その中で例えば用途地域の見直しなどがないと土地の有効活用ができないであろうと思います。泉南市の方とも話をしたのですが難しい話でスムーズに進むものではないと聞いているが、用地があれば、それと地の利がそこまで悪いとは私どもは決して思っていない。関空までもそこまで時間はかからないし、大阪市内までも1時間程度でアクセスの良い道路も整っています。ハンデはあるのかな？と、和歌山もすごく近いですし企業立地として悪い場所なのかな？と思っています。例えば輪を作ったら土地があればいいという話ではなく、下水や排水がセットになるのは分かるのですが、その辺りをどんな形で取り組みをしているのか知りたいです。一番に企業誘致が出てくるのでどのくらいの真剣度で取り組んでいるのか知りたいです。

次に、耕作放棄地がいきなり10haほど増えているのですが何があったのか。遊休農地の活用と書いているが逆に増えている状況について説明していただきたい。

事務局：まず企業誘致の件ですが、本町ではもともとは関西空港第二工事の土取り工事の跡地のいきいきパークみさきにおいて、企業誘致を進めておりましたが既に企業で埋まっている状況です。現在は関西電力の発電所跡地を活用して企業誘致を進めているところです。関電の土地以外だと町域がほぼ山地と住宅街ですので、広大な土地が他に余っていません。他のエリアの誘致を町では今は行っていません。関電跡地につきましては現在創業しているのは1社で、まだまだ広大な敷地が残っています。土地の所有が関電になっているので、進出を希望される企業からご相談があった際には関電の意向も踏まえながら協議しています。他のエリアについてはご指摘の通り場所がないなどの理由で検討できていません。

2点目の遊休農地の件ですが、農地法の規定により一定の基準が定められています。令和4年度に基準の改正がありましたので、令和5年度を目標に新基準での判断を進めてきました。遊休農地・耕作放棄地の計測にあたって調査した結果、改正前は農地にあたらないと評価していた土地も遊休農地へと評価が変わったもの、加えて高齢化等による営農の継続ができない農家が出てきているので増加しました。

会長：非常に重要な視点だと拝聴しております。既存の土地を活かすだけでなく、工業用地等を増やせるかという都市計画の方では市街化区域と市街化調整区域があり、市街化区域につきましては、工業用地に用途変更するのは難しいです。調整区域の中の空いている場所を都市計画の市街化区域に編入するのは簡単ではなく、いきなり土地が空いたからといって工場を持ってくるのは複雑な手続きが必要です。閑空が近いということもあり、国内外を含め、幹線道路の沿線付近はとくに運輸系の事業者が土地を求めてというパターンは少し耳にすることもあります。阪和道のインターの近くや国道沿いの近くが誘致しやすい場所と聞きます。どのような事業者が誘致の話を持ってくるか把握はしていないが、事業者によっては用地確保に来られるかもしれません。すぐに広域圏に運ばなければならない運輸系の事業者は、やはりインター付近の用地を探しているようなので企業サウンディングをするときには状態を選びながら上手く対応できたらと思います。いきいきパークの事業者選定も少し関わったが、企業サウンディングのときには事業者にどのくらいの敷地があるか伺い、自由度を持って敷地の大きさを変えながら選択制で土地の面積を決めるという手順を取り込んで企業誘致ができました。広報と中身も検討しながら企業誘致をいただくのも1つだと思います。

次に遊休地は厳しい問題であります。農地は非常に重要であり各市町村にとって農業的なところは農業委員会がしっかり見ていただいていると思うが、都市計画の市街化調整区域と市街化区域がありまして、市街化区域内の農地は普通の農地と生産緑地に指定が出来ます。生産緑地になれば税金が安くなります。生産緑地でない場合、宅地並みの税金がかかります。生産緑地に指定されてくるところがあります。生産緑地に指定されていたが、法律が変わり30年問題が既にきているので、特定生産緑地に移行しなければならない。今までは30年間は生産緑地でキープ出来ていたが今は10年更新になっていて過渡期に農業をやめた高齢の方が出てきて、だんだん宅地になっていくのではという懸念があり、市街化調整区域内の農地についてははっきりと把握していないが、一件あたり大体2反ぐらいではないかと思います。そんなに大きくない土地ですので企業が入ってこれないのに加えて、農地法が改正となり転用の仕方で企業が土地を持てることにはなっているが、その転用が上手くいっていません。広大な農地があれば企業がきてトマトを育成して缶詰工場にするという一次産業と工場で加工・流通するというのは、1+2+3でよく言われていた六次産業に発展できるなど、企業誘致を農業分野に盛り込むというのも無きにしも非ずなんですが、先ほど申し上げたように10haがまとまってなく企業誘致には結びつかないという実情があります。これをうまくやったのが岸和田のゆめみヶ丘です。岸和田コスモの跡地ですが、これを完成するのに20～25年かかりました。地元に行き説明をしていましたが、なかなか大変でした。みなさんがどういう土地に動きたいかを聞きながら、面として開発していき自然も農地も残しながら都市的な土地量で商業や運輸系の企

業にきてもらい、そういう町を作ったのが「ゆめみヶ丘」です。開発はなかなかスムーズに進むものではないが、今委員がおっしゃったようにかなり要望はあるのは間違いないと思います。私も少し伺ってみます。そういうことを上手く絡めながら、この総合戦略ではなく総合計画や都市計画にも近い話なので、町としてどういう方向性でいくかというのを意見があったというのを踏まえて、検討いただく必要があると思いました。

委員：22ページのまちづくり交流館の話ですが、地域おこし協力隊の協力によりここ一年でかなり住民の方に浸透したように感じられます。利用した方の声も聞いております。年間1000人を超えたということで結構なことだとは思いますが、第二・第三のまちづくり交流館を是非とも検討していただきたい。深日や淡輪などに展開していただきたい。空き家対策にもなり福祉の観点での居場所づくりにもなるので検討していただきたいと思います。

事務局：まちづくり交流館に関しては現在多奈川駅前の元旅館を改装し貸館事業やシェアキッチン事業を行っているところです。本町においての関係人口の創出拡大に寄与している事業だと考えています。ただ交流館については新規の利用者は増えてはきているが、まだまだ利用のない日もあります。また交流館の運営にあたって空き家の賃料や維持管理にかかるコストもあります。これを踏まえてまずは現在の交流館の利用促進を図りながら事業の効果について引き続き検証を行ってまいりたいと思います。その上で他の地区における交流館の設置可能性についての調査・研究に生かしていきたいと考えています。

会長：都市計画のほうでいうと立地適正化はやってないと思いますが、どこを都市の核としておくのか、今都市計画のほうでは都市計画マスタープランに次いで、立地適正化改革を作ったらどうかという話を国がしております。これがないと補助金が下りないということもあるので、立地適正化を先にやろうという市町が増えてきています。各種補助金に申請しやすくなるので、本町のメインの中心をどこにおくのか、それからサブ的な核を置いて居住をどこに流動していくのか、人口減少により財政収入が減る中で、全ての市町村で今までとは同じような公共都市が出来ないのでは、という発想を元に、可能であれば居住地域を狭めながら公共交通体系に繋げましょうというのが立地適正化計画です。各都市計画のマスタープランでどのくらいのゾーンに分け、その地域核に住民センターがあると思うが、それを活かしながら街づくりをどう更新していくかという発想の中で、どう総合計画に合わせながら都市計画を整合させていくかです。一つはここで議論しているソフト

施策としてやっていくのが総合戦略の主流だと思っています。上手くリンクして活用していくという話になってくると、今質問いただいた交流館の設置位置・必要性を考えながら都市計画決定を打っていき、活かし、議論していくのも一つかと思います。ここです話ではないかもしれないが、関係人口を増やしていくためには必要になってくると思います。一つは道の駅が出来ているが、それ以外にも民間活力の利用・地元のご協力を得ながらどうやって芽を出していくのか。実際に動かしていく建物や施設があるので、大きな空き家が出てきたときは活用していき、交流人口を増やすことに結び付けていくことが必要です。去年も地域の交流拠点が必要なのではないかという話がでました。あとはプレーヤーがどれだけ呼んでくれるか・継続的に維持できるかなどの要件はあるが貴重な意見なのでご検討いただきたいです。

人口減少は致し方ないが、今のところ皆様のご協力のもと、町所管課含めて町全体で頑張っている中で、人口は減ってはいるが減りが少ない、少し良い方向になっていると思います。

では過疎の方をご説明をお願いします。

事務局：「岬町過疎地域持続的発展計画の達成状況の評価」についてご説明します。

資料2「岬町過疎地域持続的発展計画の達成状況の評価」をお手元にご用意いただき、資料の2ページをご覧ください。

令和3年4月に新過疎法の成立とともに、岬町が過疎に指定されたことを受け、過疎から脱却する為に必要な事業を建て、その為に必要な支援を国から頂くため、国に脱却に向けた設計図を示すために、過疎計画を策定しております。

これから、この過疎計画に掲げる指標の達成状況の評価についてご説明させていただきます。

なお、先程ご説明させていただきました総合戦略の指標と同一のものもございます。

まず、2ページをご覧ください。

1 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成の分野では

(1) 社会増減数 (2) 若年層の転出超過数があり、本町住民が町外へ転出する人数はやや減少し、(3) 主要観光関連施設来館者数をご覧いただくと、観光としての人の往来が増加していることが分かります。

引き続き、関係人口の創出拡大に向けた取り組みを進めてまいります。

4 交通施設の整備、交通手段の確保では、町道改良率として4年度より上昇しています。

高度経済成長期に急速に整備されたインフラなど、町内全域で老朽化が進んでいることから、限りある財源のなかで町道の効果的、効率的な維持管理を図り、住民の安心安全な交通環境の確保に努めています。

3 ページをご覧ください。

5 生活環境の整備の分野では

(6) 空家バンク登録件数があり、4 年度と比べると若干減少しておりますが、契約が成立し流通が図られているものです。

岬町内への移住、定住を目的として、空き家等の賃貸又は購入を希望されている方は一定数いらっしゃいますので、今後も制度の周知に努めて参りたいと考えています。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上・増進の分野では

(2) 高齢者の通いの場参加者数としては、健康教室の実施回数が増加したことや、介護予防教室の実施回数と参加人数が増加したことなどの要因で、約 1 0 0 0 人の増加となっています。

(3) 障害福祉サービス利用者のうち、在宅生活する者の割合として、徐々に割合が上昇しており、目標の 9 0 % を上回っている状況です。

また、(4) 特定健診受診率は令和 3 年度に比べると受診率は増加してはいるものの、目標の 6 0 % とはかなりかい離している状況で、引き続き、住民の方に対して周知を行う必要があります。

4 ページをご覧ください。

8 教育の振興の分野では

(1) 関係機関等による教育相談回数として、前年度より増加し、目標の 1 6 0 回を上回っています。

また、(3) 社会体育施設利用者・団体数に関しては、前年と比較して利用団体数、人数ともに増加している状況です。

次に、令和 5 年度過疎対策事業債（過疎債）の活用実績についてご説明いたします。

過疎地域に指定されると、町にとって非常に有利な過疎債の発行が出来ます。過疎債といいますのは、例えば、町が道路や建物の整備を行う事業を行う為、やむなく借金をする時、これまでは、町債と云うものを発行し、借りたお金の全額を返還することとなるのですが、この町債を過疎債として発行しますと、7 割相当額が国から交付税として頂け、町の負担を大幅に減らすことが出来ます。具体的な例で説明致しますと、1 0 0 0 万円の町債を発行した場合、これまでは 1 0 0 0 万円の返還が必要でしたが、過疎債として発行しますと、7 0 0 万円の補てんがあり、町の負担が 3 0 0 万円で済むと云うものです。

本町においてもこの過疎債の発行を受け、令和 5 年度においては、資料の 5 ページから 7 ページにお示ししている事業を行いました。

事業として、5 ページでは、火葬炉制御盤更新及び自家発電装置設置として火葬場整備事業

容器包装プラスチックごみ圧縮梱包機整備としてリサイクル施設整備事業

6 ページでは、町道岬海岸番川線整備事業、橋りょう整備事業、回転窯更新として給食センター整備事業などを挙げております。

7 ページをご覧ください。

令和5年度としましては、過疎債の発行により前述の事業などを実施し、

一般会計のハード面で5, 810万円

一般会計のソフト面で4, 100万円

合計9, 910万円、

また、下水特別会計のハード面で2, 760万円の活用実績がございました。

最後に、令和6年度過疎対策事業債（過疎債）の活用計画についてご説明します。

資料の8 ページをご覧ください。

資料の表にお示ししております通り、

火葬炉制御盤更新として火葬場整備事業、町道宮下連絡線整備事業、橋梁整備事業などを計画しております。

資料9 ページをご覧ください。

令和6年度としては、

一般会計のハード面で3, 820万円

一般会計のソフト面で4, 320万円

合計8, 140万円

下水道事業特別会計分のハード事業として2, 900万円

の活用計画としております。

説明は以上でございます。

会長：説明ありがとうございます。過疎地域持続的発展計画の達成状況、この進捗管理としまして説明いただいた内容につきご質問並びにご意見いただきたいと思います。

委員：空き家バンクの登録件数があるが実態の空き家軒数は町の方で把握しているのか。なぜこの質問をするかという、取引のある中古不動産を扱っている不動産業の方がどのように空き家を探しているか聞くと、足で見つけてくるとおっしゃっています。営業の方が見つけ、謄本を調べ、空き家ではないかと思い、所有者が確定できれば買い取っているというお話を伺ってます。その不動産業者に聞いたが空き家バンクというのは各市町村に

あると思うがそういった情報はもらえることが出来ないのか聞いたら「それは難しい」と言っていました。役所という性格を考えたときに役所は把握できてると思うが一事業者にその情報を出すのは難しい。宅建協会のようなところに出すことしかできないのではないかと、という話をしておりました。なので町の方で把握しているのか知りたい。もう一点、岬町が自分の生まれた家だが戻ることはないので売却したいというご相談があり買ってくれる業者を探してほしいと言われるが、やはり古い物件なので道路の部分がどうしても今の建築基準法に合わない・立て替えができないという物件が出てきます。となると買い手がつかなくなります。だがその空き家をそのまま放置しておいていいのかというのを気にしているが、どうしても買い手がつかなくて困っている話がちらほら出てきます。こういった件を町の方は何か対策しているのでしょうか？災害時等に倒壊したりして危険が起こりうる可能性が将来的にあると思ったときに何か手を打たないと関係ない人が巻き込まれ死者が出る場合など出てきかねないという所有者の方が気にされています。こういった場合に町として対応できることがあるのでしょうか？

事務局：空き家数に関しましては本町では過去に空き家の実態調査を行っております。町内全域における空き家数をその際に把握しております。しかし調査をしてから数年経過し、更新が出来ていない状況です。本年の6月から地域おこし協力隊が就任しました。協力隊のミッションとしましては空き家に関するミッションも定めておりまして町内の地域の皆様や自治区長の皆様等にご協力いただきながら、外観からの判断ですが空き家の現状を調査し、所有者に対して空き家の解消のためにどうするのか意向を聞いたりすることも今検討中です。

もう一点、古い家の建て替えできない・売れないという件ですが本町では古くて空き家になっている家の実態としてたくさんあります。先ほど申し上げた空き家の実態調査では空き家の状態をA～Dに分類して、空き家の状態がかなり危険な状態になっているものについては特定空き家ということで解体に関する補助金制度もあります。売却の方に関しましては、よくあるケースとして、近隣の方に打診したり相談したりというようなことしか売却が進んでいないとは聞いております。

会長：空き家問題は難しい話です。一つは今注目されているのが賑わいの確保のために空き家の有効活用を図る自治体と、再利用できない特定空き家と呼ばれる管理不全の空き家を、空き家法に基づく空き家計画の中で所有者の分からない空き家を強制執行・撤去し、いかに安全に更地にするかという自治体があります。そういう中で空き家実態調査も非常にお金のかかる調査で、費用面やそれを公表することが出来ないのが課題です。利用者がこんな空き家があれば使っていただきたい、民間や町外の居住者でもいいが、個人や団体

が空き家を利用したいということでHPでマッチングしている自治体もあります。あまり関わると難しいが、それを宅建協会の方が組織を組み、そこで流通を図っているところもあります。役所のほうで何件出てきたかという実数値を掴みにくいところがあるので、宅建業者がやられてる活動のみ、HPで公開している自治体もあります。また、空き家計画を作り空き家協議会で毎年一回か二回するというのが増えてきています。

上田副町長：町の立場として少し補足させていただきます。空き家といえ所有者のある不動産になりますので、その情報をどなたにでも開示することは行政として難しいということとはご理解いただきたいです。空き家も固定資産税の納付が必要ですので、本町で全ての空き家に固定資産税の納付書を送っております。その際に売却等希望される場合は本町が活用している空き家バンクの登録を促し、流通をさせようという取り組みは既に始めています。次に、危険空き家につきましては、やはり持ち物は所有者個人のものになるので全て町でというのは難しいところがあります。危険空き家になる前に適切な保全管理をお願いする、もしくは保全管理がなければ空き家バンク等登録していただき流通を促したいと思っておりますので、また案件等ありましたら我々町にご相談いただけたらと思います。

会長：実態の説明をいただき、私もよく理解できました。どこまで取り組んでいただけるかということです。

私から確認ですが、目標年度が2025年と書いてあるのですが過疎指定されたのが2年か3年前で、過疎債の期間というのは3年という理解でよろしいですか？見直しをかける必要はありますか？

事務局：過疎に指定されたのが令和3年4月です。そこから5年間の計画で2025年度末をもって今現状の計画は切れてしまうのでまた計画の更新ということになりますのでまた委員の皆様にはご審議たまわりたいです。

会長：ありがとうございます。過疎債で申請するのは年度ごとの予算執行に対する3割でいいということですか。5年間通じてなのか、毎年申請していく必要があるのですか。

事務局：毎年度財政部局と協議しながら5年間の事業計画を定めておりましてその事業計画に定まった事業について予算の範囲内で財政部局と協議しながら重要な事業につきます。

て申請していくという形になりますので毎年度になります。

会長：よくわかりました。ありがとうございます。最近は年度ごとに物価高や人件費の高騰が話題ですが、マスコミで噂になっているのが当初の予算の1.5倍になりましたなど聞きますが、5年だとかなり動くのかなという気がしましたので質問させていただいた次第です。

委員：聞きにくい質問ですが、過疎地域の発展計画となっていますがそもそも過疎地域のままでいいのかそれとも過疎地域からの脱却を目指しているのかどちらなのでしょう。脱却しようとしているならば取り組みが見えてこない。しかし過疎地域に指定されていると過疎債が使われるのでいいのかなと思いながら聞いてました。その辺りを教えてください。

事務局：過疎地域のデメリットですが、イメージだけです。指定されているとイメージが悪いです。しかし全国の半数以上が過疎地域に指定されてます。大阪では千早赤阪村に続いて岬町がまず指定されました。続いて能勢・豊野が指定されました。4町村が指定されているという状態です。過疎債を活用するメリットにつきましては、地方交付税の7割が返ってくるというのがあります。それとハード面とソフト面という事業分けがあります。岬町ではコミュニティバスの運行にも過疎債を充てております。先ほど説明したように様々な町の方角性を踏まえて、財政部局等で決めた事業についてハード事業などを充てております。予算の制限がありますので、全てが充てられるということではありません。

委員：では先ほど質問した、若い人の転出を防止するための取り組みにも使えるということですか？

事務局：そうです。ソフト面は少し限られていますが「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を進めることによって過疎の脱却に向けた取り組みを進めるということです。ただ、脱却に向けた取り組みを進めるのですがもし過疎地域から外れてしまうと、交付税で戻ってこないのが現状となります。

会長：積極的に過疎対策・総合戦略を進めていくうえでは、原資としては非常にありがたい話ですので優良過疎町としては是非積極的にとっていただけたらと思います。

これは先ほどお話がありましたように、またしばらくすると皆様にもっと積極的に教を拝借する必要がある出てくるかもしれません。またその節はよろしく願いいたします。ご協力ありがとうございました。

事務局：本日は長時間にわたりありがとうございました。これにより、会議を閉会したいと思います。ありがとうございました。